

議第10号

高山市高額介護サービス費貸付基金条例を廃止する条例について

高山市高額介護サービス費貸付基金条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和5年3月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

高額介護サービス費貸付事業を終了するため廃止しようとする。

高山市高額介護サービス費貸付基金条例を廃止する条例

高山市高額介護サービス費貸付基金条例（平成16年高山市条例第18号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に高額介護サービス資金の貸付けを受け、償還が完了していない者については、この条例により廃止されることとなる高山市高額介護サービス費貸付基金条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。